

〔検討事項〕 □議会図書室の市民の利用

1. 考え方について

議会図書室は、議員のほか、一般の利用に供することができるものとする。

2. 福島市議会の状況

□地方自治法 第 100 条

18 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前 2 項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

□平成 13 年 3 月定例会—3 月 26 日 新庁舎建設特別委員長報告 抜粋 ※再掲

「議会図書室のあり方について、議会図書室は、庁内の行政資料を網羅し、議員の調査活動に配慮した広さと、情報化にも対応した設備を備えることが望ましい。」

□平成 18 年 9 月定例会—9 月 21 日 新庁舎建設特別委員長報告 抜粋 ※再掲

「議会図書室のあり方につきまして申し上げます。議会図書室は、庁内外の行政資料を網羅し、議員の調査活動に配慮した広さと、情報化にも対応した設備を備えることが望ましい。議会図書室の蔵書は、専門図書を中心に行政資料を充実するべきである。議会図書室にはパソコン等を備えた実用的な閲覧スペースを設けるとともに、一般の利用に供することができるものとする。」

3. 参考条文、参考事例等

○所沢市 第 20 条（議会図書室）

議会図書室については、所沢市議会図書室条例に定めるところによる。

2 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

※所沢市議会図書室条例（利用）

第 4 条 図書室備付の刊行物は、一般にこれを利用させることができる。

○伊賀市 第 17 条（議会図書室の利用）

議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

○四日市市 第 35 条（議会図書室）

議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、その充実に努めるとともに、誰もが利用できるものとする。